

東電福島第一原発廃炉作業等における 安全衛生管理対策の実施状況等について

平成28年1月22日

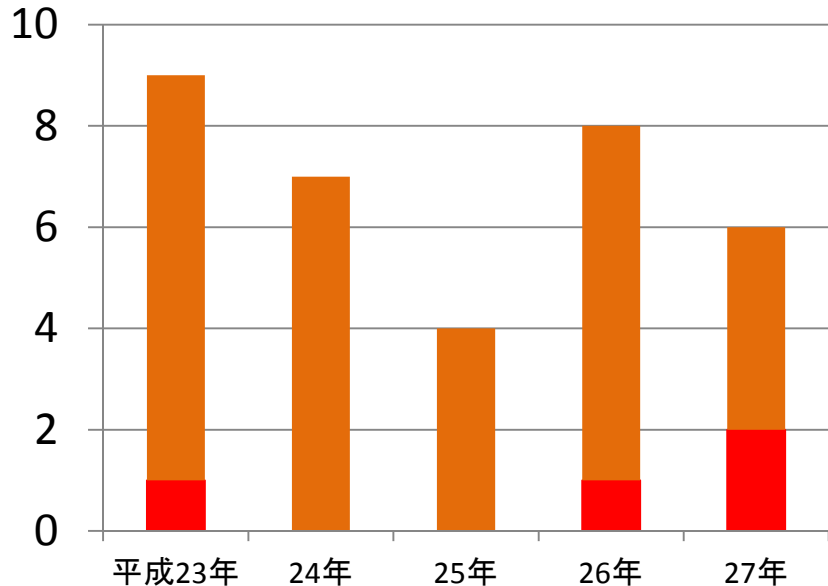
厚生労働省労働基準局安全衛生部

東電福島第一原発における安全衛生管理をめぐる状況

最近の動き

- 平成26年、労働災害が急増するとともに、平成27年1月と8月に死亡災害が発生。
- 1日あたりの労働者数が、2年前の約3,500人から約7,000人に倍増。
- 月別の平均被ばく線量は減少傾向にあるものの、被ばく線量が5ミリシーベルトを超える労働者数は横ばいであり、全労働者の被ばく線量の総計は高止まり。
- 廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議により、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」が改訂(平成27年6月12日)。

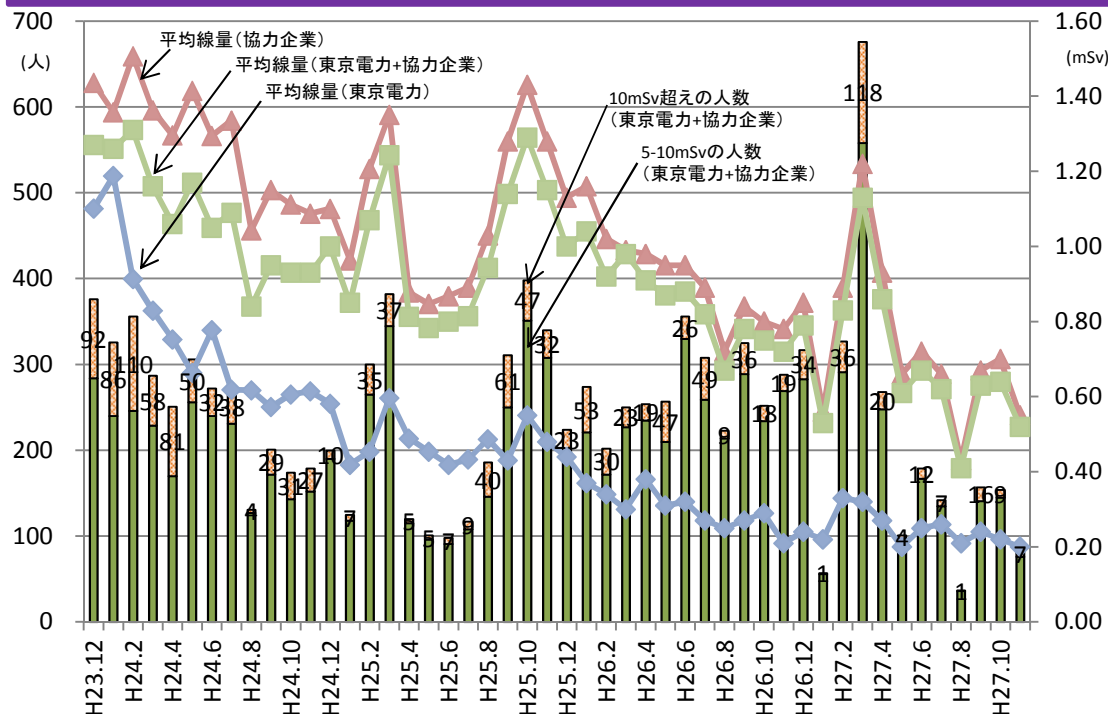
(人) ■ 死亡者数 ■ 休業4日以上の負傷者数



*27年は同年12月31日時点

厚生労働省調べ(死亡災害報告及び労働者死傷病報告)

東電福島第一原発の作業員の被ばく線量の推移(H23.12~H27.11)



東京電力報告資料を基に厚生労働省が作成

労働災害発生状況等

東京電力福島第一原子力発電所における休業4日以上
の労働災害発生状況(平成27年12月31日現在)

	死傷者数
平成23年	9人(1人)
平成24年	7人(0人)
平成25年	4人(0人)
平成26年	8人(1人)
平成27年	6人(2人)

- ※富岡労働基準監督署に提出された死傷病報告(休業4日以上)等による。
- ※平成23年3月11日以降に発生したもので、地震・津波による死傷者を除く。
- ※平成23年の死亡者1人は、福島労働局外において労災認定がなされたもの。
- ※括弧内は死亡者数を示す。

労働災害発生状況等

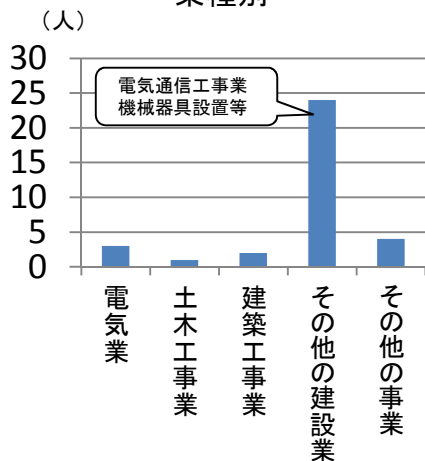
東京電力福島第一原子力発電所構内等における平成26年度以降の死傷災害発生状況(平成27年12月31日現在)

発生日	発生状況	備考
平成26年5月19日	タンク堰内を移動中に足を滑らせ転倒した。	
平成26年5月27日	足場パイプを取りに行くため移動した際、足を滑らせ転倒した。	
平成26年5月31日	ハシゴを降りる際ハシゴが揺れたため転落した。	
平成26年6月28日	仮設昇降階段を下りていた際、足を滑られ転落し足をひねった。	
平成26年9月30日	高圧ケーブル末端処理作業で感電した。	
平成26年11月7日	タンク設置作業中、旋回梯子レールが落下し被災した。	被災者2名
平成27年1月7日	鉄筋を踏み外し、膝をひねった。	
平成27年1月13日	昇降台車の機械操作を誤り、台車の一部が頭部に激突した。	
平成27年1月14日	構内巡回バス下車時に、ステップを踏み外して肩を強打した。	
平成27年1月19日	タンク上部のマンホールから墜落した。	死亡
平成27年6月16日	重量物を二人で運搬するため後進して階段を降りたところ、床の配管に気付かずつまずいて転倒した。	
平成27年8月8日	土砂のバキューム車のタンク後部のハッチを閉じていたところ、何らかの理由でタンクのハッチに頭を挟まれた。	死亡

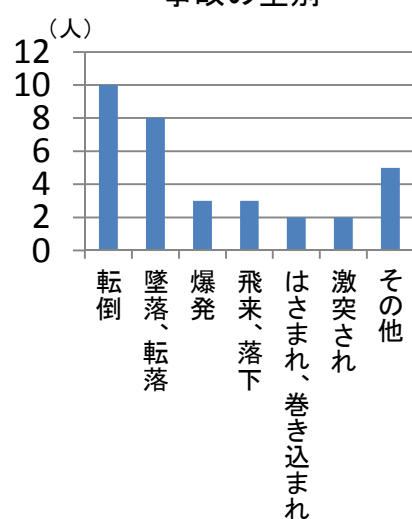
※富岡労働基準監督署に提出された死傷病報告(休業4日以上)による。

東京電力福島第一原子力発電所構内における休業4日以上 の労働災害の分析

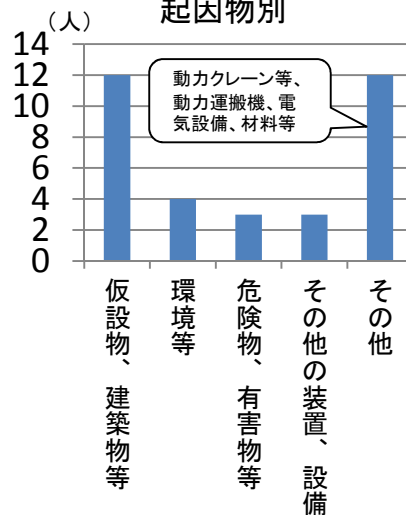
業種別



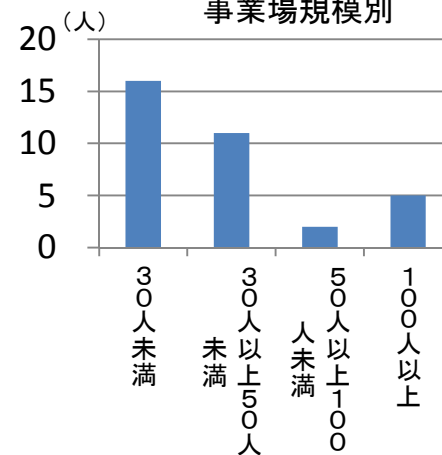
事故の型別



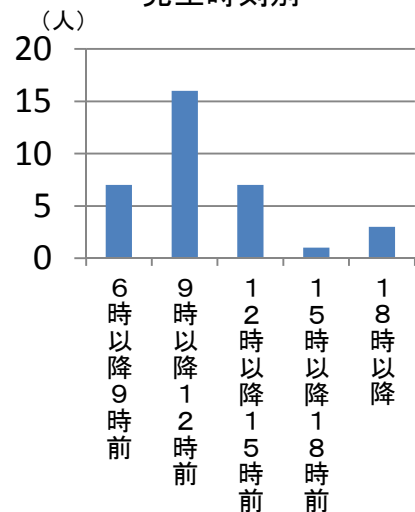
起因物別



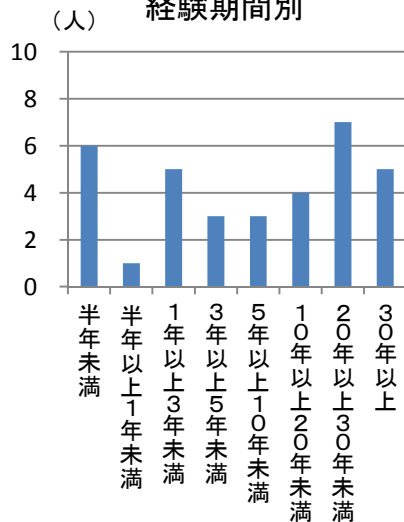
事業場規模別



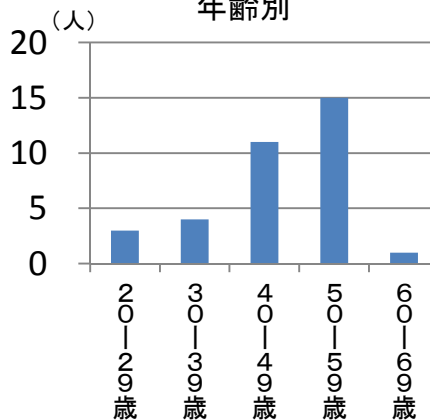
発生時刻別



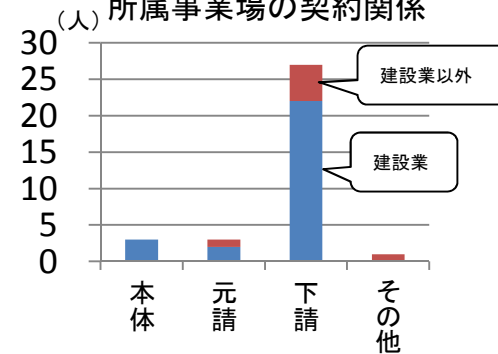
経験期間別



年齢別



所属事業場の契約関係



※平成23年3月31日以降27年12月31日までに富岡労働基準監督署に提出された休業4日以上 の死傷病報告全数(34人)による。
 ※地震・津波による死傷者を除く。

廃炉作業等での労働安全衛生関係の実施事項

廃炉作業等を行う事業者等に対して、労働安全衛生法等により安全衛生対策、被ばく管理の措置を求めている

安全衛生対策（労働安全衛生法・労働安全衛生規則等）

- 安全衛生管理体制（安全衛生統括者の選任、安全衛生協議組織の開催など）
- 教育（雇入れ時の教育、建設機械の運転資格など）
- 労働災害防止措置（墜落防止措置、重機との接触防止措置、作業間の連絡調整、リスクアセスメントの実施など）
- 健康管理等（年1回の定期健康診断、6月に1回の特殊電離健康診断の実施及び事後措置など） など

被ばく管理（電離則）

- 線量測定、線量限度（放射線業務の線量限度：50mSv/年かつ100mSv/5年）
- 放射性物質の取扱い（防じんマスク・保護衣類の使用、身体や物品の汚染検査等の汚染拡大防止等）
- 特別の教育（放射線業務従事者特別教育の実施）
- 健康診断等（電離放射線健康診断の実施（雇入れ時、配置替え時、その後6月に1回）等） など

東電福島第一原発ガイドライン

平成27年6月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において「中長期ロードマップ」が改訂



- 平成27年8月26日に「東電福島第一原発における安全衛生管理対策のためのガイドライン」を策定
 - ・東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立
 - ・リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実
 - ・工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施
 - ・健康管理対策等、厚生労働省への報告等

事業場に対する指導状況

立入調査の実施

- 福島労働局による東電福島第一原発への毎月2回以上の立入調査
- 福島労働局による平成27年監督指導実施状況（平成27年9月末）

監督実施事業者数	217	違反件数	225
違反事業者数	121	（うち安全衛生関係 46）	
- 最近の主な違反事例（安全衛生関係）
 - ・足場の不備
 - ・重機との接触防止措置
 - ・健康診断結果の未報告

災害防止に係る要請

- 平成27年1月 厚生労働大臣名の要請文を、厚生労働副大臣から東京電力社長に対して手交（平成26年の労働災害多発、平成27年1月の死亡災害発生を受けて）
- 平成27年2月 厚生労働副大臣が東電福島第一原発を視察し、対策の状況を確認
- 平成27年8月 「東電福島第一原発ガイドライン」に基づく対応を要請
- 平成27年9月 8月の死亡災害の発生を受け、再度、福島労働局長から労働災害防止対策の徹底を要請

東電福島第一原発ガイドライン(平成27年8月26日策定)のポイント

1 東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立

- 東京電力における安全衛生統括者等の選任と安全衛生協議組織の開催
- 元方事業者による関係請負人の指導・援助等

2 リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施、安全衛生教育の充実

- リスクアセスメント(業務に起因する危険性又は有害性を特定し、それによって生ずるおそれのある労働災害のリスクを見積もり、リスク低減の措置の検討を行うこと。)の実施とその結果に基づく労働災害防止対策の実施
- 新規入場者や作業指揮者などに対する教育の充実等

3 工事の発注段階からの効果的な被ばく低減対策の検討及び実施

- 全労働者の被ばく線量の総計が1人・シーベルトを超えるおそれのある放射線業務について、①東京電力による「被ばく低減仕様書」の作成、②元方事業者による「放射線管理計画書」の作成及び労働基準監督署長への提出等

4 被ばく線量管理、健康管理対策等

- 被ばく情報管理の一元化、入退所管理機能の強化、本人への被ばく線量通知の適切な実施等
- 保健指導の実施、緊急医療体制の確保、熱中症対策、長期健康管理対策、作業環境の改善等

5 厚生労働省への報告等

- ①放射線管理計画及びリスクアセスメント結果(総計画線量1人・シーベルトを超えるおそれのある作業)、②放射線作業届(1日につき1ミリシーベルトを超えるおそれのある作業)、③安全衛生管理状況、④労働者の被ばく線量等を、定期的又は随時に、富岡労働基準監督署又は厚生労働省に報告

東電福島第一原発ガイドラインの主な実施状況

東京電力と元方事業者が一体となった安全衛生管理体制の確立

○安全衛生協議組織の開催

- ・ 東電及び全元請事業場による安全衛生協議組織を定期（毎週）及び臨時（災害発生時等）で開催
- ・ 発電所と関係請負人相互間における連絡及び調整、労働災害の原因分析及び再発防止対策の推進等について協議

安全衛生教育の充実

○危険体感教育を含む新規入場者教育

- ・ 入場時に発電所共通の安全統一ルール、放射線防護、災害事例、避難経路等について教育
- ・ 体感型訓練施設を設置し、「落下衝撃力体感」、「安全带ぶら下がり体感」、「巻き込まれ体感」などの危険体感教育を実施（平成27年3月より）

被ばく線量管理、健康管理対策等

○被ばく線量管理

- ・ 構内作業員証（公的証明書を確認して発行）、線量計の携行、保護衣・保護具の着用を求め、入退域管理棟において日々の線量を記録し、線量管理システムに入力
- ・ 作業ごとに放射線作業に係る計画書を作成し、放射線管理部門が確認、承認

○医療体制の確保

- ・ 構内の救急医療室に救急科専門医師・救急救命士・看護師各1名が24時間常駐

労働環境改善

○大型休憩所及び給食センターの運用開始（27年5月より）

○線量低減により全面マスク着用エリアを縮小。円滑なコミュニケーションを確保

東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する取組

①緊急作業従事者（約2万人）については、被ばく限度を一時的に250mSvに引き上げていたため、「指針」（平成23年10月11日公表）に基づく、長期的な健康管理に取り組む。

1 データベースの整備

- 個人識別情報（氏名、所属事業場、住所等）
- 被ばく線量、作業内容
- 健康診断結果等の情報
- 健康相談、保健指導等の情報
- その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

提出
(データベース
での管理)

厚生労働省

- データベースの運用・管理（全体の99.0%が登録）
- 健康相談、健康診断等の事務
- データの照会業務

2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する（※1）。

具体的な健康診断等の実施事項

- **全ての緊急作業従事者に実施**
 - 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
 - メンタルヘルスクエアを含めた健康相談、保健指導を実施
- **50mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施**
 - 上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施 [56.7%※3]
- **100mSv（※2）を超える緊急作業従事者に実施**
 - 上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施 [87.4%※3]

申請に基づき
手帳を交付
(線量情報の記
載、健診受診の
際の証明)

データベー
ス登録証を
交付
(データ照会の
際の証明)

※1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業（中小企業のみ）に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担

※2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

※3 平成26年度の実績（28年1月22日厚生労働省調べ）

②緊急作業従事者以外の者（平成23年12月16日以降に作業に従事した約2万3千人）について

- 法令に基づく健康診断（一般健康診断、電離放射線健康診断等）を実施
- 法令に基づく健康相談、保健指導を実施